

令和 6 年 6 月 18 日

所 属 長 各 位
(人権行政推進本部員各位)

大 阪 市 長
(大阪市人権行政推進本部長)

職員による差別発言事象について (通知)

本年 3 月、本市職員が、勤務時間中公用車内において、同和問題(部落差別)に関する差別発言を繰り返し行い、また、感染症に対する偏見に満ちた発言を行ったという事象が発生していたことを、5 月下旬に人権行政推進本部として認知した。このような、他者を傷つけ人権を踏みにじる差別発言は、本市がめざす人権尊重の社会づくりの理念と相反するものであり断じて許されるものではない。

本市では、「人権尊重の社会づくり条例」に基づき、差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、広く市民の皆様をも対象として様々な取組を進めてきたが、平成 31 年に職員による差別落書(器物損壊)事象が発覚し、以来、特に同和問題をはじめとする人権研修の取組を充実・強化し、職員の人権意識のさらなる向上に努めてきた。

さらに、令和 3 年に、職員が差別事象を受けた場合には、すみやかに所属に報告し組織的に対応するよう通知を発出しているが、今般の差別発言事象について、組織的対応に至るまでに相当な時間を要したことは看過できない。事象が生じた際の対応が所属内の各職場に徹底されていたのか、対応にあたる組織の運営に緩みはなかったのかと危機感を抱かざるを得ない。

改めて、職員一人ひとりの行為が本市の人権行政、ひいては市政全体に大きな影響を及ぼすことを全職員が認識するとともに、率先して人権行政を推進すべき責任を負っていることを自覚し、断固たる姿勢で差別の根絶に取り組んでいかなければならない。

所属長においては、人権侵害する行為を決して許さないという視点を常に持ち、このような事案を二度と発生させないとの強い決意のもと、組織ガバナンスを一層強化し迅速な対応を徹底すること、あわせて、同様の事案が生じていないか、所属長マネジメントのもと改めて確認するよう指示する。